

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 機械メンテナンス・設備保全・自動機械の製作などの事業活動を通じ、規模や系列にとらわれず、取引先と協力しながら生産性向上・品質向上に取り組めます。
  - ・現場の課題の共有や改善提案の双方向コミュニケーションを強化
  - ・地域企業との連携による安定した供給体制の構築
  - ・安全・品質・納期に関する情報共有の徹底

## 2、「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

## 3、その他

- a. 当社は、原材料費・エネルギー費・人件費などのコスト変動について、取引先と誠実に協議し、適正な価格転嫁に取り組めます。
  - ・価格協議の場を設け、合理的な根拠に基づく協議を実施
  - ・不要な急な仕様変更・短納期発注を避け、計画的な発注を徹底
  - ・働き方改革に反する無理な要求を行わない
- b. 当社は、北海道の地域産業を支える企業として、地域企業との連携や人材育成に積極的に取り組みます。
  - ・地元企業との協力による安定したメンテナンス体制の構築
  - ・若手技術者の育成や技能継承の推進
  - ・地域の安全・安心に貢献する活動への参加

2026 年 6 月 9 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

有限会社北海道機械メンテナンス

代表取締役 堀口 孝弘